# 紛失・盗難・焼失　紛失一般旅券等届出書

| 厳折り曲禁げ | 受理年月日 | | 受理番号 | | — | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 窓口記入欄 | | | | | |

注意
一、太枠内の所定の欄に黒インク（黒ボールペンでも可）で枠からはみ出さないよう記入してください。
二、この用紙は機械で読み取りますので折らないでください。折った場合は、届出書に改めて記入をお願いする場合もあります。
三、この届出書の提出後は、当該旅券は失効し、使用できなくなるため、当該旅券を発見したこと等による届出書の取り下げは認められません。
四、届出書の個人情報は、海外での事故の際の援護等旅券発給以外の公の目的に利用されることがあります。

写真
写真はここに貼らずにお持ちください。
注意
1. 名義人本人のみ
2. 6ヶ月以内に撮影したもの
3. 正面、無帽、無背景
4. 縦45mm×横35mm
（ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm）

紛失等した旅券申請時の所持人自署

白い部分からはみ出さないように署名してください。
所持人自署については届出者本人が署名してください。ただし、乳幼児など届出者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。
その場合には、「▷ ◁」印より上に届出者の氏名を記入し、「▷ ◁」印より下に記入者の氏名及び届出者との関係を記入してください。
（例えば、by A.YAMADA(Mother)
や by A.YAMADA(Father)など）

| 名義人氏名 | | (姓) | (名) |
|---|---|---|---|
| | ヨミカタ | | |
| | 姓名 | | |
| ヘボン式ローマ字 | | (姓) | |
| | | (名) | |

| 性別 | □男　□女 | 生年月日 | 年　月　日 | |
|---|---|---|---|---|
| 本籍 | （都道府県名） | 市区郡以下 | | |

紛失、盗難又は焼失にあった旅券について記入してください。

| 旅券番号 | | 発行官庁 | |
|---|---|---|---|
| | | 発行年月日（西暦） | 年　月　日 |

この届出を行う理由　紛失等にあった旅券の名義人氏名が旧姓の方は、旧姓をローマ字で記入

紛失 □　盗難 □　焼失 □

現住所　〒

電話　　携帯　　その他勤務先など

居所　〒　　居所で申請する場合は居所も記入してください

電話

日本国内の緊急連絡先　〒

氏名　　本人との関係　　電話

紛失等の経緯ー紛失、焼失又は盗難被害の時期、場所、状況等を具体的に記載してください。

（いつ）　平成　年　月　日　□午前　□午後　時頃

（どこで）

（どのように）

| 外務省 | |
|---|---|
| 都道府県 | |

（別記第１５号の２様式）

紛失届出

外　務　大　臣　殿　　平成　　年　　月　　日届出

在　　大使　総領事　殿

この届出書の記載は事実に相違なく、旅券法第17条第１項の規定により届け出ます。また、同法第18条第１項第6号の規定により、上記に記載された旅券が失効することに異議はありません。

旅券名義人署名　　法定代理人(親権者、後見人など)署名

（署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かい書体で行ってください（署名が困難な場合を除く）。また、申請者が未成年者又は成年被後見人の場合は、法定代理人の署名も併せて必要です。なお、署名が困難な場合であって、法定代理人でない者が記名する場合には、その者の氏名も記名してください。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合には、実印の押印が必要です。）

| | |
|---|---|
| 注意事項 | １．この書類には、紛失又は焼失を立証する書類を添付してください。<br>２．この届出書は、紛失(焼失)旅券を失効させ、当該旅券の不正使用等を防止するものです。上記に記載された旅券は、外務省又は在外公館において失効処理がなされた後、当該旅券の旅券番号、発行年月日、失効年月日が官報に掲載され、かつ、海外の関係当局に通知されるため、後日当該旅券が発見されても使用することはできません。 |

提出書類　□警察盗難届出立証書　□遺失物届出立証書　□罹災証明　□その他（　　）

本人確認欄

(1点でよい書類)

□日本国旅券
□運転免許証
□個人番号カード、住基カード(写真付き)
□船員手帳
□海技免状
□猟銃等所持許可証
□戦傷病者手帳
□宅建取引士証
□電気工事士免状
□無線従事者免許証
□官公庁職員身分証明書
□身体障害者手帳
(偽造防止、写真付き)

(2点必要な書類)

□健康保険証
□国民健康保険証
□船員保険証
□共済組合員証
□年金証書等
□介護保険証
□印鑑登録証明書及び実印
□後期高齢者医療被保険者証
□その他写真付きの身分証明書
(学生証、社員証、公的な資格証明書など)

□一時帰国者

官公庁記載欄

□本人　□代理

（平成二十七年十一月改正）